

事業所内保育総合推進事業 施設整備費補助制度概要

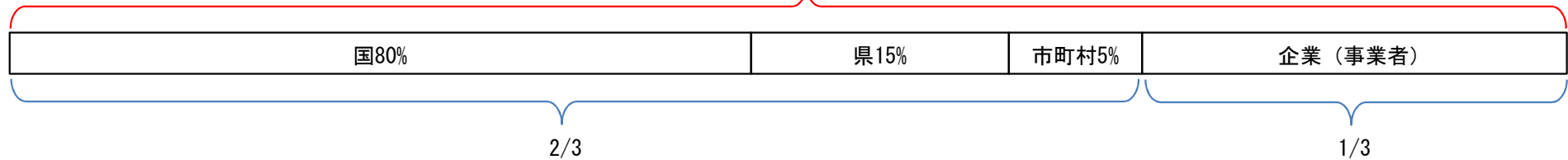
1 補助概要

新制度の地域型保育事業の認可を受ける事業所内保育施設の設置、改修費用等を補助。

2 補助率 2/3以内（市町村から事業者への補助率） ※県及び市町村の予算の範囲内での補助

3 負担率 国：県：市町村＝8：1.5：0.5

「対象経費の実支出額」と「補助基準額」の低い方の額



4 補助基準額

- (1) 改修：27,000千円・・・既存建物（所有、賃貸）を改修する場合
- (2) 新設：50,000千円・・・専用建物を新築する場合

5 対象経費

本体工事費（施設整備費、外構工事費）、仮設施設整備費、設計料及び監理料、備品等購入費、申請手数料等、工事事務費（土地の取得費、土地の造成工事費は対象外）

6 補助金額の計算方法

対象経費の実支出額と補助基準額の低い方に補助率をかけて算出する。

7 対象施設

既存の事業所内保育施設で市町村の認可を受ける施設、今後新規で設置予定で市町村の認可を受ける施設

8 事業対象者

別紙「事業対象者について」のとおり。

事業対象者について（事業所内保育総合推進事業実施要綱第5条関係）

事業者		事業所	受託者
運営形態			
1 直接運営		○	—
2 委託運営	(1) 運営委託	○	×
	(2) 全部委託	○	○

※「○」・・・事業対象者として補助金申請が可能。

「×」・・・事業対象者として補助金申請は不可。

1 直接運営

事業所内保育施設を設置する事業所が直接保育士等を雇用して運営する形態。

2 委託運営

(1) 運営委託

保育施設の設置や地域型保育事業の認可申請は、事業所が行った上で、運営のみを別法人等に委託し、委託料を受託者に支払う形態。

(2) 全部委託

事業所内保育施設として設置するが、事業の実施全部を別法人等に委託する形態。認可申請や給付費の受給も受託者が行うことになる。事業所が施設整備を行った上で、事業の全部を委託することが可能。また、施設整備から受託者に委託することも可能。